

## 電気供給業に係る法人事業税の 課税方式の見直しについて

令和2年度税制改正により、電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、資本金の額または出資金の額が1億円超の普通法人においては、収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金の額または出資金の額が1億円以下の普通法人等にあつては、収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課税することとなります。

### 1 適用する事業年度

令和2年4月1日以後に開始する事業年度より

### 2 税率

#### ① 資本金の額または出資金の額が1億円超の普通法人

- ・収入割 0.75%
- ・付加価値割 0.37%
- ・資本割 0.15%

#### ② 資本金の額または出資金の額が1億円以下の普通法人等

- ・収入割 0.75%
- ・所得割 1.85%

### 3 特別法人事業税について

令和2年4月1日以後に開始する事業年度より、上記①または②に該当す

る法人の特別法人事業税は、収入割額に40%を乗じて得た金額となります。